別記様式第３２号（諮問書（開示決定等））（第５１条関係）

熊大総務第　　号

令和　年　月　日

情報公開・個人情報保護審査会　御中

国立大学法人熊本大学長

**諮　　問　　書**

　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８２条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第１０５条第１項の規定により諮問します。

別記様式第３２号（第５１条関係）

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| １　審査請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　審査請求に係る開示決定等（開示決定等の種類）　□開示決定　□一部開示決定　（該当不開示条項）□不開示決定　　（該当不開示条項） | （１）　開示決定等の日付、記号番号（２）　開示決定等をした者（３）　開示決定等の概要 |
| ３　審査請求　 | （１）　審査請求日（２）　審査請求人（３）　審査請求の趣旨 |
| ４　諮問の理由 |  |
| ５　参加人等 |  |
| ６　添付書類等 | ①　保有個人情報開示請求書（写し）②　保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）（写し）③　審査請求書（写し）④　理由説明書⑤　開示の実施を行った保有個人情報が記載された法人文書（写し）⑥　その他参考資料 |
| ７　諮問庁担当課、担当者名　　電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等 |  |

（注１）２の「（開示決定等の種類）については、該当する開示決定等の□をチェックすること。

また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項（法第７８条第１項各号、第８１条又は文書不存在）を記載すること。

（注２）４の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

（注３）６の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第１１条の総代、第１２条の代理人又は第１３条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、法第８３条第２項又は第８４条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。